

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
中小企業支援課	<p>(通しNo.36)違約金(遅延損害金)について(意見17) 元金返済がすべて完了した後に違約金を算定し 調定・請求する方針であり、元金の返済が完了して いない債権については、違約金を算定しておらず、 債務者へも当該金額を通知していない。このため、 違約金分の債権の回収可能性を高めるために、年 度ごとに違約金の額を算定して債務者および連帯 保証人ならびにその相続人へ通知すべき。</p>	<p>高度化資金に係る違約金については、これまで、滋賀県中小企業高度化資金貸付規則(平成 2年3月31日滋賀県規則第28号)第22条の規定に基づき、貸付金の償還の時点で償還の約定日 から償還の日までの金額を算定し、徴収する方針であったが、令和7年度から、毎年度違約金 の額を算定し、債務者等に当該金額を通知するよう改めており、本年4月に令和8年4月13日 時点の違約金について通知を行った。</p>